

新潟市民病院組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月27日

新潟市民病院事業管理者 片柳 憲雄

新潟市民病院管理規程第1号

新潟市民病院組織規程の一部を改正する規程

新潟市民病院組織規程（平成20年新潟市民病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条医療管理部の項中「広報広聴室」を「広聴室」に改める。

第3条事務局の部経営企画課の項中第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 病院の広報に関する事項

第3条医療管理部の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条中「次の表の掲げるところ」を「同表の中欄及び右欄に定める順序」に改め、同条の表局長の項中「以下」を「。以下」に改め、同表センター長の項中「、室長」を「及び室長」に改める。

第11条の見出し中「代行」を「代理」に改め、「報告」の次に「又は通知」を加え、同条中「職務代理行」を「職務の代理」に、「止んだ」を「やんだ」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。